

事業再生ADRに係る省令等の改正の波及効果

1. 事業再生ADRに係る省令及び告示の改正

事業再生 ADR 手続について定める、「事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令」(平成二十年経済産業省告示第二十九号。以下「省令」という。)及び「事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第十四条第二項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項」(平成二十年経済産業省告示第二十九号。以下「告示」という。)が、平成 23 年 7 月 14 日に改正・施行された(詳細は、同日付官報及びパブリックコメント募集時の資料(下記 URL)参照)。

[http://search.e.gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=P
CMMSTDETAIL&id=595111025&Mode=1](http://search.e.gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=P
CMMSTDETAIL&id=595111025&Mode=1)

多くの改正点は事業再生 ADR 手続の円滑化を目指す手続的な改正ないし平成 21 年度の税制改正に対応するための改正に留まるが、事業再生 ADR 手続を使った事業再生実務に大きな影響を与える可能性があるため、波及効果も考慮した上で、この改正について説明をしたい。

2. 事業再生ADRに係る省令の改正

省令の改正点は、以下のとおりである。

- ① 手続実施者補助者経験者が手続実施者としての資格を取得する要件が、「二年以上事業再生に携わった経験を有すること」から「事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を三件以上有すること」に変更されたこと
- ② 事業再生計画案が債権放棄を伴う場合、手続実施

者が 3 人以上必要とされていたものが、債務者の有利子負債が 10 億円未満の場合、2 人以上で足りるものとされたこと

- ③ 事業再生 ADR 手続中の新規借入(プレ DIP ファイナンス)に係る特定認証紛争解決事業者(事業再生実務家協会)の確認について、事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議(概要説明会議)においてなされる必要があるものとされていたものが、事業再生計画案の協議のための債権者会議(協議会議)又は事業再生計画案の決議のための債権者会議(決議会議)においても、可能とされたこと

①については、手続実施者の資格要件の明確化を図るための改正であり、②については、平成 21 年度の税制改正において、企業再生関係税制における専門家関与要件が変更されたことを踏まえた改正であり、③については、実務家から指摘が多かった、プレ DIP ファイナンスの問題に対応した改正である。

③について補足すると、債務者が、事業再生 ADR 手続中にプレ DIP ファイナンスを受けた後、事業再生計画案が成立せずに民事再生手続ないし会社更生手続に入った場合、原則的には、プレ DIP ファイナンスに係る貸付債権であっても、他の貸付債権等と同順位の再生債権ないし更生債権として権利変更の対象とされる。しかし、事業の継続に必要不可欠であり、かつ対象債権者全員の同意を得ていることについて、特定認証紛争解決事業者(事業再生実務家協会)の確認を得ていれば、民事再生手続及び会社更生手続で特例が認められるものとされている(以上について、詳細は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法 52 条ないし 54 条参照)。

本ニューズレターの執筆者



かなやま のぶひろ
金山 伸宏

パートナー
弁護士

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話: 03-5562-8352 E-mail: info@jurists.co.jp)

改正前においては、この確認について、概要説明会議においてなされる必要があるものとされていたが、概要説明会議後の資金需要にも対応できるようにするため、改正がなされたものと考えられる。

概要説明会議は一時停止の通知後 2 週間以内に開催される必要がある(省令 7 条)、この概要説明会議に、全対象債権者が出席して、一時停止に係る決議(省令 9 条 2 項 3 号)に同意しないと、事業再生 ADR 手続が最初から頓挫し、法的手続に移行せざるを得なくなる。そのため、申請代理人としては、一時停止の通知から概要説明会議までの 1~2 週間の間に、ときには数十行にも上る対象債権者全行を個別訪問するなどして説得し、出席と議案への同意を確保する必要があり、実務上は最も神経を使う期間となる。プレ DIP ファイナンスに係る決議を概要説明会議で行う場合、このような時期に、一時停止に加えてプレ DIP ファイナンスの必要性についてまで説明・説得をする必要があり、実務上は極めて難易度が高く、時間に追われる大変な交渉であったのであるが、今回の改正によって、必ずしも概要説明会議までに同意を得る必要がなくなったため、プレ DIP ファイナンスの利用が容易になることが期待される。

3. 事業再生ADRに係る告示の改正

告示の改正点は、以下のとおりである。

- ① 告示において使われる「金融機関等」の定義の中に、株式会社日本政策投資銀行、信用保証協会、及び地方公共団体(他の金融機関等とともに債務免除等をするものに限る。)が含まれるものとされたこと
- ② 告示において使われる「債務免除等」の定義の中に、デットエクイティスワップ(DES)が含まれるものとされたこと
- ③ 事業再生計画案の成立後に、事業再生計画の進捗状況の報告をする主体として、債務者に加えて、「会社の分割又は事業の譲渡により債務者の事業の全部又は一部を他の事業者に承継させ、かつ、当該他の事業者が当該債務者の債務を引き受けた場合には、当該他の事業者」という定めが盛り込まれたこと

まず、①及び②の改正については、平成 21 年度税制改正により、企業再生関係税制において、資産の評価損益の計上及び青色欠損金等以外の繰越欠損金の優先控除の対象となる一定の債務処理に関する計画に係る要件が、「2 以上の金融機関等による債権放棄」であったものが、債権放棄に加えて DES も含まれることとなり、地方公共団体も「金融機関等」に含まれるものとされたことを踏まえたものであり、その意味では税制改正に対応するための形式的な修正に過ぎない。具体的には、①については、形式上は、手続実施者が、告示 2 条 3 項に基づき、事業再生計画案に係る債務免除等が二以上の金融機関等又は一以上の政府関係金融機関等により行われることを確認するに際して、対象となる「金融機関等」の範囲が広がったというだけに過ぎないし、②についても、同条項に基づく確認に際して、債権放棄ではなく、債権放棄または DES が二以上の金融機関等又は一以上の政府関係金融機関等により行われるか確認するものとなったに過ぎない。

しかしながら、①に関しては、告示において、地方公共団体が事業再生 ADR 手続によって債権放棄を行うことを前提とした規定が設けられたことを踏まえれば、事業再生 ADR 手続による第三セクターの再建が活性化することが期待されるところである。

また、中小企業のほとんどが利用しているといっても過言ではない信用保証協会と事業再生 ADR との関係についても、明示的な規定が設けられたことから、影響が生じるところである。

事業再生 ADR 手続の前身となる私的整理ガイドラインの手続においては、信用保証協会を対象債権者に入れず、信用保証協会が保証している貸付債権については、保全付債権として扱い、債権放棄等の対象外とするのが通例であった(田中亀雄他編『私的整理ガイドラインの実務』きんざい(2007 年)237 頁以下、257 頁以下)。これは、(α)信用保証協会は貸付債権等の具体的な債権を有さず、将来保証債務を履行した場合に求償権を取得しうる立場にあるにすぎないこと、(β)そもそも平成 18 年 1 月 4 日までは、信用保証協会が求償権の放棄等を認めていな

かったこと、(γ)信用保証協会が保証している貸付債権について債権放棄を受けても、債権放棄部分について信用保証協会が代位弁済をして求償権を行使した場合、債務者にとってもメリットがないこと等が理由だったものと考えられる。そして、事業再生 ADR 手続においても、このような取扱いが踏襲されてきた。

しかしながら、信用保証協会も事業再生に協力的になってきており、事業再生 ADR 以外の手続においては、求償権の直接放棄を行ったり、更には、債務者の期限の利益喪失及び冷却期間の経過を待たずに代位弁済を行った上で求償権の放棄等を行うといった柔軟な対応も行うようになってきており、上記の(α)ないし(γ)の問題は解消しつつある。

とはいえ、信用保証協会が、求償権の放棄、求償権の不等価譲渡、求償権の DDS、求償権消滅保証等の事業再生支援を行うことができるのは、少なくとも現時点では、中小企業再生支援協議会が策定を支援した再建計画(再生支援機構スキーム)、株式会社整理回収機構が策定を支援した再建計画(RCC 企業再生スキーム)、私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画に基づく場合等に限定されており(関沢正彦・江口浩一郎監修『信用保証協会の保証 第 4 版』社団法人金融財政事情研究会(2009 年)349 頁以下、藤原敬三著『実践的中小企業再生論』社団法人金融財政事情研究会(2011 年)167 頁以下参照)、事業再生 ADR 手続に基づいて成立した計画については対象となっていない。そのため、事業再生 ADR 手続に基づいて成立した計画により、信用保証協会が求償権の放棄等を行った場合、信用保証協会が、中小企業信用保険制度に基づく保険金の支払いを受けることができなくなってしまうため、事業再生 ADR 手続において信用保証協会から求償権の放棄等による支援を受けることが事実上不可能となっている。

この問題については、私的整理ガイドライン手続の場合には事業再生支援ができるにもかかわらず、事業再生 ADR 手続の場合にはできないとする合理的な理由はないと考えられることから、上記の告示の改正を踏まえて、一刻も早い包括保証保険約款等関係諸規則の改訂が望まれる

ところであり、改訂が実現すれば、中小企業の事業再生 ADR 手続を利用した再生がより容易になることが期待される。

次に、②について補足すると、従前は、DES が行われる場合、債権の現物出資を受けて株式を発行するにすぎないとして、債務者側に免除益課税が生じないことを前提に事業再生計画が作られることがあったが、平成 18 年度税制改正によって DES によっても免除益課税が発生することが明確になり、これを踏まえて、平成 21 年度税制改正により、DES のみを依頼する計画についても資産の評価損益の計上及び青色欠損金等以外の繰越欠損金の優先控除の対象となるものとされ、これを踏まえて告示の改正がなされたものと考えられる(なお、DES の際の免除益課税の具体的な算定方法については、平成 22 年 1 月の事業再生に係る DES(Debt Equity Swap:債務の株式化)研究会・経済産業省経済産業政策局産業再生課「事業再生に係る DES(Debt Equity Swap:債務の株式化)研究会報告書」参照)。

なお、このような定めがあっても、中小企業の事業再生において、債権者等となることが多い日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫、旧中小企業金融公庫、旧農林漁業金融公庫)や信用保証協会については、現時点では、制度上、DES に応じることができないものとされている。この点についても、早期の立法的な手当が期待されるところである。

最後に、③についても、形式的には、事業譲渡・会社分割の報告主体を明確化するものに過ぎない。

しかしながら、従前は、事業再生 ADR 手続において、対象債務者が全事業を事業譲渡(会社分割)し、対象債務者自身は清算するスキーム(事業譲渡・清算方式/第二会社方式)を採用できるか疑義があったところ、このような疑義を解消し、特に第二会社方式が用いられることの多い中小企業の再建において、事業再生 ADR を使いやすくするという意味において、実務上は重要な意義がある改正といえることができると思われる。

すなわち、省令 13 条 2 項は、事業再生 ADR 手続にお

ける事業再生計画案について、原則として 3 年以内の債務超過の解消及び経常黒字化を求めているが、これが対象債務者自身について充足することを求められているとすると、事業譲渡・清算方式の計画案においては、対象債務者自身が清算してしまうことから、要件充足が不可能となる。そして、このように考えれば、事業再生 ADR 手続においては、事業譲渡・清算方式の事業再生計画案は作れないということになるが、民事再生手続においては一般にこのような計画も適法と解されており、また私的整理ガイドラインにおいてもこのような前例があったことを踏まえると、このような解釈は、事業再生 ADR 手続におけるスキームの範囲を不当に狭めることになる。

このような疑義があったことを踏まえると、告示上、会社の分割又は事業の譲渡により債務者の事業の全部を他の事業者へ承継させることを前提とした定めが設けられた意義は大きく、今後は、事業譲渡・清算方式/第二会社方式の事業再生計画案が、利用しやすくなることが期待されるところである。

4. まとめ

平成 23 年 7 月 14 日の事業再生 ADR に係る省令等の改正については、一見したところ、形式的な改正に留まるように思われるところ、事業再生 ADR 手続の申請代理人として手続に関与してきた経験からすると、波及効果として期待される部分は大きい。

この改正を機に、プレ DIP ファイナンスの利用拡大、第三セクターの再建の活性化、信用保証協会・日本政策金融公庫等による支援手法の拡大による中小企業の再建の円滑化、事業再生 ADR 手続における再建手法の柔軟化等が行われることを期待したい。

以 上

当事務所は、日本航空、穴吹工務店、そごう、山一証券をはじめ、多数の法的再建手続・法的清算手続に実績をもつことはもとより、事業再生 ADR、私的整理ガイドライン、産業再生法、特定調停手続など様々な制度を利用した私的整理を含め、すべての再生・破綻関係の法律業務について、専門的な知識とノウハウを駆使し、様々な立場のクライアントに種々のリーガルサービスを提供しております。また、国際的な倒産案件への対応のほか、各分野の専門家とも連携して、複雑な組織再編や特殊な金融商品の絡む倒産案件、スルガコーポレーションの例に見られるようなコンプライアンス・危機管理対応を含めた助言なども行い、幅広いリーガルサービスを提供する体制・ノウハウを有しています。本ニュースレターは、クライアントの皆様の様々なニーズに即応すべく、当事務所の事業再生・倒産分野に携わる弁護士・税理士が、事業再生・倒産分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

(当事務所の連絡先) 〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル(総合受付 28 階)

電話:03-5562-8500(代) FAX:03-5561-9711~9714

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <http://www.jurists.co.jp/ja/>

© Nishimura & Asahi 2011